

議案第169号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月18日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 取得する財産 小学校指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書
- 2 取得金額 金21,004,541円
- 3 取得目的 小学校教科書の改訂に伴い、市内6校に整備するため
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方 茨城県つくば市北条38番地2  
有限会社 文洋堂  
代表取締役 深谷 滋

(提案理由)

小学校教科書の改訂に伴い、市の財産として指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書を取得するため、この案を提出するものである。